

令和6年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案

（議案第32号～議案第71号）

令和6年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第 32号 | 川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例…………… | 1 |
| 議案第 33号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例…………… | 2 |
| 議案第 34号 | 川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条 例の一部を改正する条例…………… | 5 |
| 議案第 35号 | 川口市職員定数条例の一部を改正する条例…………… | 6 |
| 議案第 36号 | 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… | 7 |
| 議案第 37号 | 川口市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例…………… | 8 |
| 議案第 38号 | 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例…………… | 9 |
| 議案第 39号 | 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 10 |
| 議案第 40号 | 川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例…………… | 11 |
| 議案第 41号 | 川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する 条例…………… | 14 |
| 議案第 42号 | 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例…………… | 15 |
| 議案第 43号 | 川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例…………… | 17 |
| 議案第 44号 | 川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例… | 18 |
| 議案第 45号 | 川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例… | 19 |
| 議案第 46号 | 川口市朝日環境センター施設整備審議会条例…………… | 21 |
| 議案第 47号 | 川口市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例…………… | 23 |
| 議案第 48号 | 川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条 例…………… | 24 |
| 議案第 49号 | 川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例…… | 25 |
| 議案第 50号 | 川口市空家等対策に関する条例の一部を改正する条例…………… | 26 |

| | | | |
|-----|-------|--|-----|
| 議案第 | 5 1 号 | 川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例…………… | 2 7 |
| 議案第 | 5 2 号 | 川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例…………… | 2 8 |
| 議案第 | 5 3 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 2 9 |
| 議案第 | 5 4 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 3 1 |
| 議案第 | 5 5 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 3 2 |
| 議案第 | 5 6 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 3 4 |
| 議案第 | 5 7 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 3 6 |
| 議案第 | 5 8 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 3 8 |
| 議案第 | 5 9 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 4 0 |
| 議案第 | 6 0 号 | 訴えの提起について（支払督促の申立て）…………… | 4 1 |
| 議案第 | 6 1 号 | 訴えの提起について（国民健康保険診療報酬及び高額療養費 の不当利得返還等の請求）…………… | 4 2 |
| 議案第 | 6 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川口市立新郷保育所）… | 4 3 |
| 議案第 | 6 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝南保育所）… | 4 4 |
| 議案第 | 6 4 号 | 包括外部監査契約の締結について…………… | 4 5 |
| 議案第 | 6 5 号 | 市道路線の認定について（幹線第115号線ほか109路線）… | 4 6 |
| 議案第 | 6 6 号 | 市道路線の認定について（新郷第105-2号線）…………… | 4 7 |
| 議案第 | 6 7 号 | 市道路線の認定について（戸塚第141-1号線ほか1路線）… | 4 8 |
| 議案第 | 6 8 号 | 市道路線の廃止について（戸塚第141号線）…………… | 4 9 |
| 議案第 | 6 9 号 | 市道路線の廃止について（戸塚第243号線ほか47路線）… | 5 0 |
| 議案第 | 7 0 号 | 川口市監査委員の選任同意について…………… | 5 1 |
| 議案第 | 7 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… | 5 2 |

議案第 32号

川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

川口市監査委員に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第243条の2の2第3項」を「並びに第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 33号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「別表第1の15の項下欄」を「別表第1の23の項下欄」に改める。

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

別表第1の1の項中「別表第1の23の項下欄」を「別表23の項下欄」に改める。

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

| | | |
|------|---|--|
| 1 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの（以下「生活保護関係事務」という。） | 障害者関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報又はひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 生活保護関係事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの | 地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>97条第1項による福祉手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> |
|--|--|--|

別表第2の3の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者関係情報 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。
- (2) 重度心身障害者医療費関係情報 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する情報をいう。
- (3) 障害者福祉手当関係情報 川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する情報をいう。
- (4) 子ども医療費関係情報 川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する情報をいう。
- (5) ひとり親家庭等医療費関係情報 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する情報をいう。
- (6) 地方税関係情報 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。
- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。

(8) 介護保険給付等関係情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。

(9) 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。

(10) 国民健康保険給付関係情報 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報をいう。

(11) 後期高齢者医療保険給付関係情報 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報をいう。

別表第3の1の項及び2の項中「法別表第2の26の項第2欄の事務」を「生活保護関係事務」に改め、同表3の項中「地方税関係情報」を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 34号

川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規程及び」を「規程、」に、「を含む」を「及び議会の規程を含む」に改め、同条第3号中「又は」を「若しくは議会又は」に改め、同条第4号中「又は病院事業管理者」を「、病院事業管理者又は議会」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 35号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,596人」を「2,625人」に改め、同項第3号中「575人」を「589人」に改め、同項第5号中「9人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 36号

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 37号

川口市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

川口市感染症診査協議会条例（平成29年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4人」を「5人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 38号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第29条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第32条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 39号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「特定教育・保育施設（」及び「に限る。以下この項において同じ。）」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

第53条第1項中「ものをいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 40号

川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乳幼児及び児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「もの」の次に「（日本国内に住所を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条中第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第3条第1項中「に定める」を「の規定による被保険者、組合員若しくは加入者若しくは」に改め、「及び第5条」を削り、同条第2項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）に基づき医療費の助成を受けることができる子ども（同条例第5条第1項の規定により医療費が助成されない者を除く。）

(5) 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）に基づき医療費の支給を受けることができる子ども（同条例第6条第1項の規定により医療費が支給されない者を除く。）

第3条第2項に次の1号を加える。

(6) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給付を受けることができる子ども

ア この条例に基づき医療費の支給を行う事業

イ 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を行う事業

ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づき医療費の支給を行う事業

第4条の見出し中「乳幼児の医療費の」を削り、同条第1項中「乳幼児に係る医療費」を「医療費」に、「乳幼児の」を「子どもの」に、「当該乳幼児」を「当該子ども」に改め、同条第3項中「乳幼児に係る」を削る。

第5条及び第6条を削る。

第7条の見出し中「交付等」を「交付」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「前条第1項」に、「乳幼児に係る資格登録者」という。)及び児童に係る資格登録者であって前条の規定に該当しないと認めるものを「受給者」という。)に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条第1項中「前条第1項の規定により受給資格証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)」を「受給者」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条第1項中「乳幼児に係る資格登録者及び児童に係る資格登録者」を「受給者」に、「当該」を「第4条第1項の」に改め、「若しくは第5条第1項」を削り、同条第2項を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「第2条第6号」を「第2条第4号」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定、第3条第2項の改正規定、同項に1号を加える改正規定及び第10条第2項を削る改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の川口市子ども医療費の支給に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定による受給資格の登録及び新条例第5条の規定による受給資格証の交付の手續にあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合において、新条例第4条第3項に規定する受給資格の始期は、施行日とする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市子ども医療費の支給に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第5条第1項の規定による受給資格の登録を受けている者は、当該登録に係る子どもについて、施行日に新条例第4条第1項の規定による登録を受けたものとみなす。

- 4 施行日前において旧条例第5条第1項の規定による受給資格の登録を受けていた者に対する医療費（施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るものに限る。）の支給制限については、旧条例第6条の規定は、なおその効力を有する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 41号

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例（平成15年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「区分をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第7条中「4月及び10月の2期」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期」に、「前月」を「前々月」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 42号

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中クをコとし、キをケとし、同号カ中「及び第7号」を「及び第9号」に、「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に、「。第7号」を「。同号」に、「（第7号）」を「（同号）」に改め、同号中カをクとし、オをキとし、エをカとし、同号ウ中「第4号」を「第6号」に改め、同号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者で、障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定により他の市町村から同条第1項に規定する支給決定を受けることとなるもの

ウ 他の市町村の長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者で、障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定により本市から同条第1項に規定する支給決定を受けることとなるもの

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給付を受けることができる者

ア この条例に基づき医療費の助成を行う事業

イ 川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）に基

づき医療費の支給を行う事業

ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成４年条例第３５号）に基づき医療費の支給を行う事業

第９条第２項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該事項について公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。

附則第２項中「第３条第１項第８号」を「第３条第１項第１０号」に、「同項第８号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２６日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 43号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第22条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 44号

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 45号

川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

川口市病院事業使用料及び手数料条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 種別 | | 金額（1通につき） |
|--------|-------------------|---------------------------------|
| 診断書の交付 | 普通診断書 | 1,100円（管理者が別に定めるものにあつては、3,300円） |
| | 死亡診断書 | 3,300円 |
| | 特別死亡診断書 | 5,500円 |
| | 健康診断書 | 1,100円 |
| | 障害年金診断書 | 5,500円 |
| | 身体障害者診断書・意見書（新規） | 5,500円 |
| | 身体障害者診断書・意見書（再認定） | 3,300円 |
| | 生命保険診断書 | 3,300円（管理者が別に定めるものにあつては、5,500円） |
| | 後遺障害診断書 | 7,700円 |
| | 特別診断書 | 5,500円（管理者が別に定めるものにあつては、7,700円） |
| 証明書の交付 | 普通証明書 | 1,100円（管理者が別に定めるものにあつては、3,300円） |
| | 自動車損害賠償責任保険診療証明書 | 3,300円 |
| | 生命保険証明書 | 3,300円（管理者が別に定めるものにあつては、5,500円） |
| | 出生証明書 | 1,100円 |
| | 死産証明書 | 1,100円 |
| | 特別証明書 | 5,500円（管理者が別に定めるものにあつては、7,700円） |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市病院事業使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する診断書等の交付に係る手数料について適用し、同日前に申請した診断書等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 46号

川口市朝日環境センター施設整備審議会条例

(設置)

第1条 朝日環境センターの施設整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、川口市朝日環境センター施設整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置等調整委員会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------------|-----|-----|------------|
| 朝日環境センター施設整備 審議会 | 会 長 | 日 額 | 7, 8 0 0 円 |
| | 委 員 | 日 額 | 7, 2 0 0 円 |

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 47号

川口市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

川口市空家等対策協議会条例（平成28年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 48号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 49号

川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市消防法等関係事務手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号オ中「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同号カ(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同号カ(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同号カ(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同号カ(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同号カ(オ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同号カ(カ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同号カ(キ)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号カ(ク)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号オの改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 50号

川口市空家等対策に関する条例の一部を改正する条例

川口市空家等対策に関する条例（平成30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定空家等（」を削り、「をいう。）」を「及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等」に、「第3条」を「第5条」に改める。

第3条中「規定による」を削る。

第4条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項の指導若しくは同条第2項の規定による勧告若しくは法第22条第1項」に改め、「同条第2項の」及び「同条第3項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第7条及び第8条中「規定による措置」を「措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 51号

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク(イ)中「第10条第1項(」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 52号

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 53号

訴えの提起について

学校給食費及び放課後児童クラブ利用料に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市戸塚境町7番1号

ベルフォーレ戸塚境202

川瀬麻美

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費及び放課後児童クラブ利用料の滞納について、電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及び放課後児童クラブ利用料並びにこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費及び放課後児童クラブ利用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 54号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市大字石神1112番地

小島 きよみ

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 55号

訴えの提起について

一般被保険者返納金、学校給食費及び母子福祉資金償還金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市前川3丁目4番27-633号

前川住宅

齊藤京子

齊藤剛

2 事件の内容

上記、齊藤京子は、資格の適用終了により発生した一般被保険者の返納金、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納及び子の就学に当たって借り入れた母子福祉資金の償還金について、上記、齊藤剛は、本人の就学に当たって借り入れた母子福祉資金の償還金について、電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金、学校給食費及びこれに係る遅延損害金並びに母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金、学校給食費及び母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 56号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

戸田市大字新曾181番地の1
フレンドリー春大路502号室
佐川綾

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 57号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市本町3丁目2番25-404号

エクレール川口

田 中 海 大

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 58号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市東領家3丁目29番18-406号

LC2番館

成田 祐太

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 59号

訴えの提起について

学校給食費に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都足立区伊興5丁目16番21号

メゾンド・エスポワール202

西元園江

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納について、電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 60号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市中青木3丁目10番22号

モーメントピュア302号

吉田比呂充

2 事件の内容

上記の者は、修正申告により過払いが判明した児童扶養手当の返還金について、電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し児童扶養手当返還金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 61号

訴えの提起について

国民健康保険診療報酬及び高額療養費の不当利得返還請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都渋谷区神宮前5丁目13番10-403号

尾内雅美

2 事件の内容

埼玉県内の医療機関の開設者である上記の者は、市の国民健康保険被保険者に係る診療報酬及び高額療養費を不当に利得した。市は、上記の者に対し当該不当利得の返還を求めたが、現在に至るまで返還がなされていないことから、被告に対し不当利得及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し国民健康保険診療報酬及び高額療養費の不当利得及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から不当利得及び遅延損害金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 62号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立新郷保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市坂下町1丁目14番17号

社会福祉法人陽彩こころの会

理事長 森 寺 恵 理

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 63号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立芝南保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝樋ノ爪2丁目8番25号

学校法人本多学園

理事長 安藤 孝 代

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 64号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目20番1号
公認会計士 久保直生

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 65号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

別添市道路線認定調書のとおり

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 66号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-----------------|---------------|---------------|------------|-----------|-----------|
| 新 郷 第105-2号線 | 東本郷2丁目12番49地先 | 東本郷2丁目12番43地先 | | 5.0 | 87.7 |

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 67号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 | 幅員 (m) | 延長 (m) | |
|----------------|------------------|------------------|------------|-----------------|-----------|---|
| 戸塚 第141-1号線 | 大字差間字立野橋後385番3地先 | 大字差間字立野橋後392番1地先 | | 5.0 | 101.0 | ① |
| 戸塚 第141-2号線 | 大字差間字立野橋後392番1地先 | 大字差間字立野橋後369番地先 | | 0.9 ～ 4.0 | 119.6 | ② |

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 68号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|---------------|------------------|-----------------|------------|-----------------|-----------|
| 戸 塚 第141号線 | 大字差間字立野橋後384番2地先 | 大字差間字立野橋後369番地先 | | 0.9 ～ 2.9 | 156.4 |

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 69号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

別添市道路線廃止調書のとおり

令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 70号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求める。

記

金 井 洋 昭和54年6月19日生 川口市大字里449番地の2
令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 金 井 洋

生年月日 昭和54年6月19日

現住所 川口市大字里449番地の2

平成20年 8月 税理士登録

平成27年 4月 関東信越税理士会川口支部理事

平成29年 4月 川口関税会理事

平成31年 4月 関東信越税理士会川口支部副支部長

令和 2年 3月 川口市監査委員

議案第 71号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

伊 藤 真理子 昭和54年1月1日生 川口市青木2丁目8番20号
令和6年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 伊 藤 真理子

生年月日 昭和54年1月1日

現 住 所 川口市青木2丁目8番20号

令和 4年 5月 川口市文化芸術審議会審議委員

令和 5年 4月 有限会社ますいいりビングカンパニー取締役